



県章

三重県公報

昭和62年2月17日 火曜日 第11558号

目次

告示

- 有害な興行の指定 (青少年婦人課) 1
- 公有水面埋立竣功認可及びその関係書類の閲覧 (港湾課) 3
- 海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域 (同) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 (砂防課) 5

公告

- 土地改良区定款変更の認可 (耕地課) 8
- 宅地建物取引業法の規定に基づく公開による聴聞 (開発指導課) 8
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都市計画課) 8
- 同件 (同) 9



三重県告示第77号

三重県青少年健全育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第11条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な興行として次のとおり指定した。

昭和62年2月17日

三重県知事 田川 亮 三

番号	映 画 名	製作(配給)社名	指 定 年月日	指 定 理 由
31	セックス旅費稼ぎ	東 活	昭和62年 2月9日	著しく性的感 情を刺激するの で青少年に見せ ることが好まし くない。
32	白日夢2	松 竹 富 士		
33	絶頂の奥戯	大 蔵 映 画		
34	不倫の遊び	東 活		

35	カミング オブ エンジェル 発禁女類	ニューセレクト
36	巨乳2 はちきれそう	新東宝映画
37	女子大生 性を暴く	大蔵映画
38	蘭光生 肉飼育	に っ か っ
39	にっかつニュース <蘭光生 肉飼育>	に っ か っ
40	にっかつニュース <ザ・極限 -名器づくり->	に っ か っ
41	(外画短篇予告) イーストコースト・ポルノ 欲情するまま	ジョイバック
42	(外画短篇予告) カミング オブ エンジェル 発禁女類	ニューセレクト
43	ザ・レスビアン 愛撫	大蔵映画
44	かんつう G腺上の快楽	ニューセレクト
45	セックスの復讐	東 活
46	感じてONANIE	大・蔵 映画
47	隣の奥さん 濡らして待つわ	新東宝映画
48	ザ・極限-名器づくり-	に っ か っ
49	Theえれくと	新東宝映画
50	イーストコースト・ポルノ 欲情するまま	ジョイバック
51	人妻究極セックス	新東宝映画
52	伊集院剛 ザ・拷問-新妻編-	に っ か っ
53	にっかつニュース <伊集院剛 ザ・拷問-新妻編->	に っ か っ
54	新東宝映画ニュース <Theえれくと>	新東宝映画

55	(外画短篇予告) かんつう G腺上の快楽	ニューセレクト	
----	-------------------------	---------	--

三重県告示第78号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。

なお、関係書類は、紀伊長島町役場に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

昭和62年2月17日

長島港港湾管理者の長

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 竣功認可年月日及び番号
昭和62年2月17日 三重県指令港第107号
- 2 免許年月日及び番号
昭和56年11月28日 三重県指令港第228号
- 3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
津市広明町13番地
三 重 県
代表者
津市観音寺町446番地の20
三重県知事 田 川 亮 三
- 4 埋立ての場所
北牟婁郡紀伊長島町長島字横町、字横町浜及び字裏町地先の堤防敷をはさむ公有水面
- 5 竣功面積
17,889.08平方メートル
- 6 埋立地の用途及び面積
公共ふ頭用地 7,179.93平方メートル
漁業関連用地 6,316.27平方メートル
道路用地 4,392.88平方メートル

三重県告示第79号

海岸法(昭和31年法律第101号)第5条第4項の規定に基づき、尾鷲港港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち、尾鷲港港湾管理者の長が管理することか適当であると認められ、当該港湾管理者の長と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

昭和62年2月17日

三重県知事 田川亮三

1 海岸の名称

沿岸名	港名	地区海岸名	地先海岸名
熊野灘	尾鷲	港内	港内

2 指定の区域

昭和62年2月6日三重県告示第65号をもって指定した熊野灘沿岸尾鷲港海岸港内海岸の海岸保全区域のうち、尾鷲港港湾隣接地域に接する区域で、基点1から基点15までを順次結んだ線及び基点15と基点1を結んだ線によって囲まれた区域

3 原点及び基点の表示(角度は、真北方位とする。)

原点 三重県尾鷲市尾鷲港第1防波堤灯台(北緯34°4'10.16" 東経136°12'32.36" の位置)

基点の表示

基点番号	基準の位置	角 度	距 離
		度 分	m
1	原点から	256.30	423.00
2	基点1から	263.30	62.50
3	" 2 "	355.10	15.00
4	" 3 "	85.20	58.50
5	" 4 "	335.10	78.00
6	" 5 "	265.00	18.00
7	" 6 "	354.50	262.00
8	" 7 "	265.10	64.00
9	" 8 "	354.20	116.00
10	" 9 "	33.30	16.50
11	" 10 "	288.45	4.00
12	" 11 "	242.00	13.00
13	" 12 "	174.30	441.00
14	" 13 "	169.30	63.00
15	" 14 "	82.15	177.00

なお、この区域を示す図面は、三重県土木部港湾課及び三重県紀北県民局尾鷲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第80号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和62年2月17日

三重県知事 田川亮三

第1

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

高花平急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市高花平五丁目

3 区域の土地の表示

四日市市高花平五丁目1の51、1の52、1の53、1の54、1の55、1の56及び1の62の一部の土地

第2

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

古市地区(その1)急傾斜地危険区域

2 区域の所在地

一志郡白山町大字古市字中切

3 区域の土地の表示

一志郡白山町大字古市中切41の一部、44の1、44の4、45の1、46、49の一部、52の1、53の1、54の1、59の一部、61の一部、62の一部、64の6の一部、65、106、106の5、106の6、107、108、108の1、108の4、114、115、116及び117の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第3

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

古市地区(その2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡白山町大字古市字中切、字東洞及び字東沖

3 区域の土地の表示

一志郡白山町大字古市字中切64の5、64の6の一部、64の7の一部、64

の10、68、69、74の一部、75、76の一部、79、80、81、82、87、88、89、91、92、93の2及び93の3、字東洞341の一部、342の一部、344、347の一部、348の一部、352の一部及び354並びに字東沖289の1、289の2、292の1、295、297、301の2、303、304、310、314、315、321、322、323、326、327、329及び334の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
其倉地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡一志町大字其倉字宮の下及び字岩ヶ谷下
- 3 区域の土地の表示
一志郡一志町大字其倉字宮の下201の1、202、203、204の1、211、212、213の2、226、227、235の1、235の2、236、236の1、248、250及び252の1並びに字岩ヶ谷下180の一部及び181の一部の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第5

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
室ノ口A地区急傾斜地崩壊危険区域（追加分）
- 2 区域の所在地
一志郡一時町大字波瀬字室ノ口及び字小俣
- 3 区域の土地の表示
一志郡一志町大字波瀬字室ノ口7033、7034及び7118並びに字小俣6980の1一部、6983、6985の一部、6979の一部、6992の1、6998の一部、7002、7003の1及び7003の3の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びに並びにこれらに介在する国有地及び公有地（昭和60年2月26日三重県告示第82号で指定した土地を除く。）

第6

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
杉平地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡美杉村大字杉平字フクベ及び字中川原
- 3 区域の土地の表示
一志郡美杉村大字杉平字フクベ88の1の一部、88の4の一部、97の一部、98の一部、99の一部、101の一部及び102並びに字中川原105の1、105の2、106の1の一部、106の2の一部、106の5、106の7の一部、109の1、111、

111の2、112の1の一部、112の2及び115の1の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに管財する国有地及び公有地

第7

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮川村小滝地区急傾斜地危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡宮川村大字小滝字西ノ口、字西ノ谷、字西ノ谷東、字上工山、字岩元及び字水口
- 3 区域の土地の表示
多気郡宮川村大字小滝字西ノ口257の4、258の1、258の3、259の4、297の1の一部、301の1の一部、301の3、301の4、301の6、301の7、301の8の一部、304の3、305の1、306の1の一部、307の一部及び310の5、字西ノ谷291の一部及び291の1の一部、字西ノ谷東263の2の一部、263の5の一部及び263の6の一部、字上工山145の一部、145の1の一部、206の一部、209の3の一部及び234の一部、字岩元171、178の1、181、183、184の1、184の8、185の3、203の1、213の2、213の5、213の6及び231の1の一部並びに字水口237の4、238の1、238の7、239、240及び240の1の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第8

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
桃取第2地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
鳥羽市桃取町字前田及び字童子
- 3 区域の土地の表示
鳥羽市桃取町字前田162の1、162の2、162の4、300の一部、302、302の2、305及び307並びに字童子155、157の一部、158及び309の一部の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第9

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
天満浦地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
尾鷲市大字中井浦字大島元及び字脇ノ浜
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市大字中井浦字大島元1602の1並びに字脇ノ浜1603の1の一部、16

03の4、1604の1、1604の2、1604の6、1604の7、1604の8、1604の11、1607の1の一部、1608の1、1608の2の一部、1608の3、1609の2、1614の一部、1614の1の一部、1615の一部、1616の5の一部、1626の一部及び1627の一部の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介する国有地及び公有地



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八幡土地改良区（名張市薦生1554番地の2）の定款変更を昭和62年2月9日認可した。

昭和62年 2 月 17 日

三重県知事 田 川 亮 三

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

昭和62年 2 月 17 日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

- 1 日時 昭和62年 3 月 4 日（水）午前10時
- 2 場所 津市広明町13 三重県庁地下会議室
- 3 被聴聞者 三共不動産株式会社 代表取締役 奥野 泰 夫

第 2

- 1 日時 昭和62年 3 月 4 日（水）午後2時
- 2 場所 津市広明町13 三重県庁地下会議室
- 3 被聴聞者 株式会社大洋物産 代表取締役 坂本 昌 隆

第 3

- 1 日時 昭和62年 3 月 6 日（金）午前10時
- 2 場所 津市広明町13 三重県庁地下会議室
- 3 被聴聞者 有限会社紀洋物産 代表取締役 島田 克 己

第 4

- 1 日時 昭和62年 3 月 6 日（金）午後2時
- 2 場所 津市広明町13 三重県庁地下会議室
- 3 被聴聞者 アイシン不動産株式会社 代表取締役 伊藤 清

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、鈴鹿市原永土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

昭和62年 2 月 17 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
鈴鹿市原永土地区画整理組合
鈴鹿市南若松町104番地の1
- 2 設立認可の年月日
昭和58年 7 月 11 日
- 3 事業施行期間
昭和58年 7 月 19 日から昭和64年 3 月 31 日まで
- 4 施行地区
鈴鹿市南若松町字山之腰、岸岡町字岩ヶ谷、字東長谷及び字南山越並びに江島町字長谷及び字富士下の各一部
- 5 変更認可の年月日
昭和62年 2 月 10 日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、熊野市上平土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

昭和62年 2 月 17 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
熊野市上平土地区画整理組合
熊野市井戸町201番地
- 2 設立認可の年月日
昭和59年12月22日
- 3 事業施行期間
昭和60年 1 月 8 日から昭和62年 3 月 31 日まで
- 4 施行地区
熊野市井戸町字上平の一部
- 5 変更認可の年月日
昭和62年 2 月 10 日

“献血は人と人とを結ぶ愛のかけ橋”

献血に御協力下さい

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和62年2月17日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課